

視覚に障害のある留学生の受け入れ事例

Case Study: Exchange Student with Visual Impairment

神田外語大学留学生別科 北川 幸子

KITAGAWA Sachiko

(Japanese Language and Culture Program, Kanda University of International Studies)

キーワード：交換留学生、視覚障害、留学生支援

1. はじめに

平成27年度の調査¹によると、障害学生が一人でも在籍する大学は782校中650校あり、全体の8割を超えている。しかしながら、その現状に反して、専門委員会や、支援を行う専門部署を設けている大学は少なく、山本他(2011)が指摘するように、障害学生の受け入れは、多くの大学にとって看過できない課題でありながら、対症療法的な対応をしながら模索している大学が多いと思われる。

日本では、2016年4月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）」が施行され、高等教育機関において、障害のある学生に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また「合理的配慮」を提供することが法的義務ないし努力義務となった。筆者が京都外国語大学（以下、京都外大）において視覚に障害のある交換留学生の受け入れに関わった2013年は、障害者差別解消法が制定された年で、施行に向け、一部の教育機関ではすでにさまざまな受け入れ準備が進められていたが、京都外大には障害学生を支援する専門部署はまだなく、専門家も不在のまま、受け入れをすることになった。不安やとまどいはあったが、障害があったとしても、他の学生と同じように充実したキャンパスライフを送るためのスタートラインに立てるように、教育に携わる者として責任を持って取り組まなければならないと考え、支援にあたった。

本稿では具体的な支援内容について報告するとともに、今回の支援を維持可能なものにした要因についても述べたい。今後障害学生の受け入れについてさまざまな角度から検証、議論されていく中で、ひとつの材料としていただけたなら、幸いである。

¹ 独立行政法人日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2016/03/22/h27houkoku.pdf

2. 京都外国語大学における視覚に障害のある留学生の受け入れ事例

2-1. 受け入れの概要

2013年当時、筆者は嘱託研究員として勤務しており、研究以外の業務として、日本語教員養成推進室において、日本語教員養成コースの学部生および大学院生の学習サポートを行っていた。海外協定校から視覚に障害のある交換留学生²（以下、Nさん）を受け入れることになった際、大学から同室において、Nさんの日本語学習の支援をしてほしいとの要請を受けた。筆者は日本語教育を専門としており、約15年の日本語非母語話者に対する日本語教育経験を有していたが、視覚に障害のある学生に指導をした経験はなく、プライベートにおいても視覚障害者との接点はまったく持っていなかった。支援活動には人手が必要になることが予想されたため、修士課程に在籍する日本語教育専攻の大学院生数名を「チューター」として採用し、チームを組んで支援活動にあたることにした。Nさんの来日までの1カ月間は先行研究や関連文献などを読み、準備をしたが、類似した事例がなく、参考にできる部分は多くなかった。

支援にあたっては、先述のとおり、Nさんが充実したキャンパスライフを送るために、どのように支援を行えば、そのスタートラインに立たせることができるのか、どのような準備が必要かを考えた。充実したキャンパスライフを送るためには、もちろん当人の強い動機や基礎的な学力、前向きに取り組む姿勢などが必要不可欠であるが、それに加えて、1)最低限の生活のニーズが満たされていること、そして2)自分に合った、希望の授業が受講できることが必要であろうと考えた。つまり、1)に関して例を挙げれば、今日食べるものを確保することができるかどうか分からない不安があれば、そもそも日々の生活を維持すること自体が難しくなるであろうし、2)に関していえば、当人に高い学力があり、強い動機づけができていたとしても、使用可能な教科書が手に入らなければ、授業を履修することは難しくなり、キャンパスライフを充実したものにすることは難しくなる。

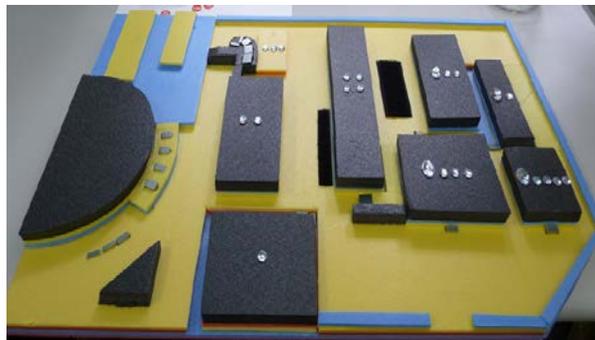
また、留学生の場合、多くは初めての日本滞在であり、例えば日本の町がどのような構造をしているのか、社会事情や交通事情、障害者向けの公的サービス等について、知識を持っていないことが多い。視覚に障害のある日本人学生と比べると、日本で生活する経験から得られる知識を持っていないこと、家族や友人をはじめとする支援ネットワークを持っていないことがディスアドバンテージになりうるのである。このようなことを踏まえ、学習面の支援だけでなく、生活面での支援も行うことにし、チューターとともに、さまざまな人の協力も得ながら、一年間の支援活動を行った。次に実際の支援の例を報告する。

² 光覚と呼ばれる重度視覚障害（わずかに明暗がわかる程度）があった。

2-2. 生活支援の例

Nさんは大学から徒歩圏内にある学生寮（一人部屋）に滞在し、徒歩で通学をしていた。来日からの二カ月間は通学はもちろん、教室から教室、トイレや学食までの移動もすべて、友人やチューターの手引き³に頼らなければならない状況が続いていたが、必要な時に必要な場所へ行き、目的を達成することは生活する上で最低限必要なことであると考え、Nさんが生活圏内を一人で安全に移動できるよう、歩行指導を行うことにした。

青柳他（2012）は視覚障害者が視覚に頼らずに空間を理解し、視覚以外の感覚から得た様々な情報を手がかりとして、行きたい場所へ安全に移動できるようになるためには、系統的な指導が不可欠であるとしており、順序立てて練習を行う必要があった。歩行指導の方法についてはNさんが母国で受けた指導について聞いたり、インターネット上で情報収集したりなどした。さらに、工夫として、線の移動ではなく面の移動ができるようになるには、全体を俯瞰してとらえる必要があると考え、キャンパスの立体地図を製作し、使用した。優先的に指導をしたのは、学生寮から大学までの移動およびキャンパス内での移動である。その後、大学の施設以外にも、最寄りのスーパーや教会までの歩行練習（バスでの移動も含む）も行い、その際には視覚障害者のために設置されている点字ブロックや音響装置付き信号機等、日本の交通事情についても説明を行った。時間を置いて、定着の確認も行い、1カ月程度で学生寮から大学、学内において一人で安全な移動ができるようになった。



製作したキャンパスの触地図

他に、定期的買い物に同行する支援も行った。日本のスーパーではどのような商品が売られているのかを説明し、Nさんが購入したいものを探すのを手伝った。食品については調理方法や賞味期限などの視覚情報になっているものを口頭で説明した。

また、学内外の様々な情報（教室変更や休講情報、学内イベント等のポスター、バスや電車の時刻表など）の多くは、視覚情報としてのみ出されている場合が多く、Nさんが自分で情報にアクセスすることが難しかったため、それらを口頭やメールで伝えるサポートも行った。

³ 視覚障害者に誘導者のひじのあたりをもってもらい、半歩ほど先を歩いて案内する方法

2-3. 学習支援の例

Nさんは学習に点字を使用せず、スクリーンリーダー⁴を使ってテキストデータを読むという学習方法を用いていたため、授業で使用する教科書や配付資料等をテキストデータ形式で準備する必要があった。授業担当者と連絡を取り合い、進度に合わせてタイピングしなおした教材をNさんに提供した。

また、週に数回、取り出し授業を行った。他の留学生とともに履修している日本語授業の予復習を中心に、授業の中では個別対応ができないクイズやテストなどの実施をすることもあった。指導の際にはイラストや図といった教材の中の視覚情報を聴覚や触覚でアクセスできるものに変えるなど、教授法を工夫した。例えばレーザーライターと呼ばれる器具を用いて絵を描き、立体的に浮きでた線をなぞることで理解させたり、聞き取り問題の中の地図を立体的なものに差し替えて読み取らせたりなどした（北川他 2014）。



スクリーンリーダーを使っている様子（Nさん）



レーザーライターに描かれた絵を触っている様子

3. 今回の事例において支援を維持可能にした要因

Nさんの支援を改善を重ねながらも一年間継続できた背景にはいくつかの要因がある。

まずひとつには、専門知識の欠如を補うための積極的な「情報・学びのインプット」があったことである。国内外の先行研究や専門書を読み、視覚に障害のある日本人学生の支援を行った経験を持つ職員に聞き取り等も行った。その後も関連する各種研修や講演会へチューターとともに参加をしたり、Nさんとブラインドテニスの体験会に参加したりなど、体験的に学ぶ機会も得た。そのほかNさん本人からも随時間き取りを行い、フィードバックをもらった上で、支援の内容や方法について修正を重ねた。

2つめのポイントとしては、「情報・学びの共有」がある。今回、支援を通して得られた知見を他の教職員や学生、大学全体で共有できるよう図った。具体的には、教職課程の学生が履修する授業の中で筆者とNさんがトークセッションを行い、教員を目指す学生と意見交換を行ったり、大学院生のチ

⁴ コンピュータの画面上のデータを音声で読み上げるソフトウェア

ューターと今回の事例を研究にまとめ、学内の学会において発表を行ったりなどした。チューターにとっては、修士論文執筆を前に、実践的に研究の方法を学ぶよい機会であったと思われる。また、職員の朝礼において筆者が話をする機会もあった。学内でフィードバックをする機会があれば、支援活動の途中においても大学の協力を得ながら必要な修正をすることができ、さらに、我々の気づきや学びは大学全体の学びとなり、継続して支援を行う上での理解や協力が得やすくなるというメリットもあった。一人の障害学生を支援することには一定のマンパワーが必要となるが、このように教育リソースとして活用することができ、大学全体に還元されることも多いと感じた。

最後に3つめのポイントとして「情報・学びのアウトプット」を挙げたい。今回の事例を実践研究としてまとめ、外の学会で発表をし、論文としても発表をした。他の研究者と意見交換をする機会も得ることができ、非常に有益であったとともに、今後同じような学生を受け入れる教職員の方々に少しでも知識や情報を提供できたなら、有意味であったと思われる。

特別なニーズをもつ学生を突然受け入れることになった際、一部のスタッフが支援を一手に引き受け、彼らの良心と忍耐によって支援がぎりぎり保たれているというようなケースをまれに目にするが、そのようなやり方は長期的に見れば建設的とは言えないように思える。そのような美德も価値あるものではあるが、教育に携わる者として、全体の利益や公平性を考える責任もある。支援を受ける側のみがなにかを受け取っているのではなく、支援する側も受け取っているのであり、相互に学ぶ、共に学ぶ環境を整備することが、長期的に見て、双方に意味のある支援になるのではないだろうか。



サポートの方法をまとめた「サポートブック」

(筆者とチューターとで執筆し、印刷したものを学内の各部署に配付した)

4. おわりに

本稿では、視覚に障害のある交換留学生の受け入れ事例を報告した。実際に行った支援は、ある部分では「合理的」なラインを越えているものもあったであろうし、満たしていない部分があった可能性も否めない。当時は障害者差別解消法がまだ施行されていなかったが、今後は法を順守するという点にも留意する必要がある。

現在、「合理的配慮」とはいったい何を指すのか、「合理的」とされる支援の下限がどこにあるのか議論されることも多いと感じているが、日本語に訳される前の”reasonable”という語が用いられた意図には、必ずしも支援を抑制する意味合いはないと思われる。法を守ることは当然として、よりよい支援について考えていきたいものである。

今後、障害学生の受け入れや教育について、議論や研究がさかんに行われ、その知見が現場に還元されていくことと思われる。そして、拠点校だけでなく、その他の教育機関にも、さまざまなニーズをもつ学生を支援する専門の部署が設けられ、専門家による支援やアドバイジングが受けられるようになるであろう。筆者自身は現在の職場において障害学生の受け入れに関わってはいないが、自分自身にいまできることとして、視覚に障害のある学生に限らず、さまざまなニーズをもつ学生の多様性に対応できる教育環境や授業デザインについて考えること、そして同時に個々のニーズに対応できる個別のデザインを考えることを続けている。例えばなにか重要な情報を発信する際、漢字で書かれていたほうが理解しやすい学生もいれば、やさしい日本語で書かれていたほうが理解しやすい学生もいるであろうし、文章ではなくイラストで示されていると理解しやすくなる学生もいる。白黒反転された文字で書かれていれば容易に読み取れる学生もいれば、Nさんのように音声で提示されたほうがよいという学生もいる。すべての学生がアクセスしやすい形を考えると同時に、ユニバーサルなものにすることで、かえってアクセスできないようになる学生がいないか、検討することも重要である。また、日々の授業運営の方法についても改善できることがないかを考え、実践している。たとえば教科書の中のあるセクションを「読み物」や「本文」「文章」などいろいろな呼び名で呼ぶよりも、同じ呼び名で統一して授業の中で用いたほうが、多くの学生にとってわかりやすいものとなるであろうし、テストの日程や宿題について、毎回統一された提示方法で学生に示すといったことも、さまざまな難しさをもつ学生にとって有効なのではないかと考える。今後も日々の授業実践を振り返り、修正を重ねていきたいと考えている。

【参考文献】

青柳まゆみ・鳥山由子（2012）『視覚障害教育入門』ジアース教育新社

北川幸子・辻野美穂子・古澤純（2014）「視覚障害をもつ日本語学習者への指導の工夫：教授法と教材教具」『日本語教育方法研究会誌』21(1)

北川幸子・辻野美穂子・古澤純（2015）「視覚障害をもつ留学生受け入れの課題—京都外国語大学における授業外支援の取り組み—」『国際言語文化』1

山本 幹雄・岡田菜穂子・佐野(藤田)眞理子・吉原正治（2011）「大学における障害のある学生のための情報支援の方法とその課題—広島大学の事例—」『総合保健学』27, 広島大学保健管理センター